



# 禁漁期間と大きさ制限（禁漁は当日の午前0時、解禁は翌日の午前7時）

稚魚や幼魚など小さな魚は捕ってはいけません。誤って捕った場合は、その場に放流しましょう。

| 魚種           | 禁漁期間         | 禁漁サイズ    | 漁具・漁法              | 付記                   |
|--------------|--------------|----------|--------------------|----------------------|
| イワナ・ヤマメ・ニジマス | 10月1日～2月末日   | 全長15cm以下 | 竿釣                 | 奥只見湖・只見川は10月1日～4月20日 |
| コイ           | 6月10日～6月20日  | 全長15cm以下 |                    |                      |
| フナ           | 6月10日～6月20日  | 全長7cm以下  |                    |                      |
| ウグイ          | 5月11日～5月20日  | 全長7cm以下  |                    |                      |
| ウナギ          | 10月1日～12月31日 | 全長25cm以下 |                    |                      |
| カジカ          | 4月10日～4月20日  | 全長6cm以下  | 竿釣、ヤス、<br>たも網、従手採捕 |                      |

サケ、サクラマス、ヤマメ、ニジマス、イワナ及びカジカの産卵した卵をとることは禁じられています。

## キャッチアンドリリース区間の設置

次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流してください。

| ア 魚種               | イ 区域  | ウ 期間              |
|--------------------|---|-------------------|
| イワナ<br>ヤマメ<br>ニジマス | 内共第10号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。<br>①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流1,600メートルの区域<br>②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢（砂防）堰堤までの区域 | 3月1日から<br>9月30日まで |

\*全面禁漁（裏面地図の番号参照）

- ① 大源太湖堰堤上流端から上流100mの区間を平成30年6月1日から令和10年5月31日までの間、全面禁漁とする。
- ② 魚野川と大源太川の合流点から上流の魚野川及びその支川、大源太川を10月1日から翌年2月末日までの間、全面禁漁とする。  
但し、毛渡沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区間以外の、大源太湖を除く。
- ③ 伊勢島地区の鮭一括採捕場ウライ設置点より上流100m及び下流150mの区間を、ウライ設置の日（9月下旬頃）より撤去の日（10月末頃）まで全面禁漁とする。
- ④ 魚野川支流高棚川を、令和6年3月1日から令和10年2月末日までの間、全面禁漁とする。
- ⑤ 魚野川支流皆沢川を、令和7年3月1日から令和10年2月末日までの間、全面禁漁とする。

\*漁業の一部制限（地図参照）

- 湯沢町地内魚野川の神立堰取り入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間をフライ専用区として6月1日から7月31日までフライつり以外の漁法を禁止する。

- ① 湯沢フィッシングパーク
- ② 城内フィッシングパーク（休業中）

